

労働者派遣個別契約書

派遣先 千葉市（以下「発注者」という）と〇〇〇〇〇（以下「受注者」という）とは、令和8年 月 日付で締結した民間保育園給付等業務に係る労働者派遣基本契約に基づき、次の就業条件のもとに、労働者派遣を行うものとする。

1 業務内容

（１）民間保育園給付等業務

- ア 保育施設に対する運営費・補助金の支払いに関する業務
- イ 保育施設の処遇改善等加算、その他各種加算に関する業務
- ウ 保育施設の給与改善に関する業務
- エ 照会・調査・集計に関する業務
- オ 保育料の収納、徴収に関する業務
- カ 保育所会計年度任用職員の雇用、賃金支払いに関する業務
- キ 保育業務システムにおけるデータＣＤの作成、引き渡しに関する業務
- ク 発注者が主催する保育関連研修に関する業務
- ケ 各種報償費の支払いに関する業務
- コ 保育所給食に係る食品検査及び腸内細菌検査の結果報告に関する業務
- サ 日本スポーツ振興センターに関する業務
- シ 保育所に係る共通消耗品、賄材料費の支払に関する業務

（２）多子世帯利用者負担軽減給付金等業務

- ア 多子世帯給付金認定者の管理に関する業務
- イ 多子世帯給付金における給付金の支給に関する業務
- ウ 幼児教育・保育無償化認定者の管理に関する業務
- エ 幼児教育・保育無償化における給付金の支給に関する業務
- オ 多子世帯給付金制度の周知、広報に関する業務

（３）乳児等通園支援事業事務処理補助等業務

- ア 乳児等支援給付認定申請の不備の確認（一部提出漏れ、記載漏れ、記載誤り等の確認）

（４）共通

- ア 提出書類等の不備等に伴う、幼児教育・保育施設及び申請者への問い合わせ対応業務
- イ 発注者が必要と認める軽易な事務作業で、職員の指揮命令の下で実施すること。
- ウ 現場に常駐する発注者の指示及び発注者作成のマニュアル等に基づき実施すること。

2 就業場所

就業場所	住 所	電 話
千葉市役所	千葉市中央区千葉港 1 番 1 号	043-245-5735

3 指揮命令者および組織単位（組織名・職名）

就業場所	指揮命令者		組織単位	
	所属・役職	氏 名	組 織 名	組織の長の職名
千葉市役所	幼保運営課・課長	桑田 秀幸	こども未来局 幼児教育・保育部	幼児教育・保育部長

※人事異動等で変更があった場合には、書面等で通知する。

4 派遣期間及び派遣人数

(1) 派遣期間

令和9年1月1日から令和11年12月31日までの間で発注者が指定する期間

(2) 派遣人数

ア 民間保育園給付等業務

通年2人、短期3人

イ 多子世帯利用者負担軽減給付金等業務、乳児等通園支援事業事務処理補助等

通年各1人

(3) 留意事項

派遣労働者を配置する人数及び期間は、「民間保育園給付等業務の労働者派遣契約に係る仕様書」に記載の予定就業時間（総計）を超えない範囲において指揮命令者（幼保運営課長）と受注者が協議のうえ、決定すること。

5 就業日及び就業時間

(1) 就業日

ア 民間保育園給付等業務

月～金曜日（平日）

イ 多子世帯利用者負担軽減給付金等業務、乳児等通園支援事業事務処理補助等

月～金曜日（平日）のうち、週4日

(2) 就業時間

午前9時00分から午後5時00分（実働7時間）

(3) 休憩時間

ア 民間保育園給付等業務

通年：午後0時00分から午後1時00分まで又は午後1時00分から午後2時00分まで

短期：午後0時00分から午後1時00分まで

イ 多子世帯利用者負担軽減給付金等業務、乳児等通園支援事業事務処理補助等

午後0時00分から午後1時00分まで

6 出勤表の提出

受注者は必要人数の派遣労働者を手配し、翌月の出勤表を指揮命令者あてに前月の25日（その日が発注者の休日に当たるときは、その日前の休日でない日）までに提出する。

7 派遣労働者限定の有無

派遣労働者を無期雇用派遣労働者のものに限定しない。

派遣労働者を60歳以上のものに限定しない。

協定対象派遣労働者に限定する。

8 就業場所、就業日及び就業時間の変更等

(1) 就業場所等の変更・中止

発注者は、就業場所、就業時間等を変更して業務を実施する必要がある場合又は業務を中止する必要がある場合は、発注者受注者協議の上別途定めるものとする。

(2) 休暇等に関わる代替労働者の派遣

受注者が、派遣労働者に休暇を与える場合は、発注者の求めに応じて代替労働者を派遣することとする。

9 休日勤務

就業日のほかに就業した日は正規の就業日との振替とする。（「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第36条」（以下「労働基準法」という。）の規定する協定で定めた時間数とする）

10 時間外勤務

労働基準法第36条に規定する協定で定めた時間数

11 時間外勤務における休憩時間

午後5時00分から午後5時15分 就業開始時間 午後5時15分から

12 安全及び衛生

- (1) 発注者は、派遣労働者に対し、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）その他の法令及び派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成11年労働省告示第138号）等に定められた派遣先としての責任を負うほか、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の趣旨に沿って快適な作業環境の保持に努めるものとする。
- (2) 発注者は、指揮命令者に派遣労働者の就業条件、労働基準法適用事項等を周知し、派遣労働者の就業条件を維持するものとする。
- (3) 発注者は、派遣労働者の受入れに際し、派遣労働者が円滑に就業できるよう、業務上の必要事項、その他留意事項、苦情処理の方法及び利用可能な福利厚生についての説明を行うものとする。
- (4) コンピュータ等を使用したVDT作業を連続して行う時間は1時間までとする。1時間連続して操作した時には、少なくとも10分間の休憩時間を与える。
- (5) 発注者は、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントの防止に努め、万一発生した場合には、迅速かつ適切に対処するものとする。

13 苦情の処理

(1) 苦情受付者

発注者においては、幼保運営課長 桑田 秀幸 とする。

(TEL 043-245-5735)

受注者においては、 とする。

(TEL)

※人事異動等で変更があった場合には、書面等で通知する

(2) 苦情の処理及び連携等

派遣労働者から苦情の申出を受けた時は、発注者及び受注者は自らでその解決が容易であり即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、協力・連携して誠意をもって苦情の適切かつ迅速な処理を図るものとする。また、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

14 労働者派遣契約の解除に当たって講じる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 契約解除の事前通知

発注者は、専ら発注者に起因する事由により、この派遣契約の契約期間が満了する前にこの契約を解除することは出来ないものとする。但し、あらかじめ30日以上猶予期間をもって受注者に解除の申し入れを行い、受注者の合意を得た場合はこの限りではない。

(2) 就業機会の確保

発注者及び受注者は、派遣労働者の責に帰すべき事由によらない事由により、この派遣契約の契約期間が満了する前にこの派遣契約の解除を行った場合には、相互に協力して、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るものとする。

(3) 派遣契約の解除の理由の明示

発注者は、この派遣契約の中途解除の申し入れに対し受注者から請求があったときは、解除を行おうとする理由を明示するものとする。

(4) 損害賠償等に係る適切な措置

発注者は、この派遣契約の中途解除にあたって、新たな就業機会の確保ができない場合、少なくとも受注者に生じた損害である休業手当、解雇予告手当等の額以上の損害の賠償を行うこと。

15 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

(1) 派遣先は、労働者派遣契約の期間の終了後に、当該労働者派遣に係る派遣労働者を雇用する意思がある場合には、派遣元にあらかじめその旨を通知するものとする。

(2) 派遣先は、労働者派遣契約の期間の終了後に、当該労働者派遣に係る派遣労働者を雇用する場合には、派遣元に職業紹介に係る手数料を支払うこととする。尚、紹介手数料の取扱い等については別途覚書に定めるものとする。

16 派遣先責任者

千葉県子ども未来局幼児教育・保育部幼保運営課長 桑田 秀幸

TEL 043-245-5735

※人事異動等で変更があった場合には、書面等で通知する。

17 派遣元責任者

TEL

※人事異動等で変更があった場合には、書面等で通知する。

18 契約期間

本契約の契約期間は、令和8年 月 日から令和11年12月31日までとする。

令和8年 月 日

発注者

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長 神谷俊一

受注者 住所（所在地）